

広報五條

No.837 2018

7

みんなとつながる。こうほうごじょう。

万葉の時代に 思いを馳せて

国宝 榮山寺八角円堂

(写真)榮山寺の八角円堂。「平安三絶」の鐘に数えられている梵鐘とともに国宝に指定されています。榮山寺は、719年に藤原武智麻呂公が創建したといわれており、来年1300周年を迎えます。

5/20 観光交流センター
オープンセレモニー



五條市観光交流センターのオープンセレモニーがおこなわれました。この日は、ちべん保育園の園児たちが歌とダンスで約100人の来場者をおもてなし。元氣いっぱいの子どもたちの姿に、訪れた人たちから笑顔がこぼれていました。



5/15

総合学習で茶道を体験

五條中学校の皆さんが、総合学習で茶道を体験しました。この催しは、五條ロータリークラブの主催で実施されたもの。「茶道を通じて日本人のこころにふれることで、若い人達の今後の成長につなげてほしい」という願いが込められ、企画されました。

参加した生徒たちは、茶道の作法を学び、お茶をいただきました。おいしいと、何度もおかわりをする生徒も。その後、茶道裏千家教授廣川



点前を体験中

宗厚先生そうこうせんせいの指導てまえで点前てまえ（お茶をたてる作法）を体験するなど、生徒たちにとって貴重な1日となりました。

5/30

キャンパス地誘致を

目指します



五條市 × アンゴラ共和国

ハンドボールのオリンピックアフリカ予選は、来年開催される予定です。

2020年に開催される東京オリンピックの事前キャンプ地について、アンゴラ共和国のハンドボール連盟ペドロ会長、太田市市長、堀内教育長などによる意見交換会が開催されました。アンゴラ共和国はアフリカにある国で石油やダイヤモンドなどの鉱業が盛んな国。女子ハンドボール代表が特に強く、世界選手権大会に14回連続出場しています。

「ごじょうフォトニュース」は、裏表紙にも掲載しています。

目次 ～ CONTENTS ～

人口	31,014人	(▲383)
男	14,742人	(▲73)
女	16,272人	(▲36)
世帯数	13,625	(▲3)
出生7件	死亡50件	
転入31件	転出43件	

市の動き(5月31日現在)
 ※()の中の数字は前月比
 ▲は減少

2

フォトニュース①

まちの話題を写真つきでお届け

4

市政の報告

第2回定例会で市政の報告をおこないました

6

くらしのメモ

受付中の申請などについてお知らせ

P8～ 市民課(年金)、P10～ 保険課

P13～ 介護福祉課、P17～ その他の部署

20

市民ごよみ

市の催しカレンダーと休日診療当番医など

抜き取って使ってください

22

カルムのひろば

カルム五條(保健福祉センター)からのお知らせ

24

こそだてひろば

こそだての手助けとなる情報のお知らせ

26

防災トピックス

消防・防災・地域の医療などについてのお知らせ

28

まなびのひろば

歴史・文化・教育に関するコラムを連載中

「五條の歴史を探る」が裏表紙から移動しました

31

イベント・お知らせ

講座やイベント、相談などの情報

P32～34 夏休み子ども向けイベント特集

裏表紙

フォトニュース②

まちの話題を写真つきでお届け

スマホ用広報紙閲覧アプリ

マチイロ

広報五條を配信
 中のアプリ「マチイロ」をぜひご利用ください。紙面の拡大縮小、気になる記事を保存するなど簡単にできます。

【ダウンロードはこちらから、OSごとのQRコードをご利用ください】

Available on the App Store

ANDROID APP ON Google play

問合先 企画政策課 (内線303)

「マチイロ」であなただけのスマホに広報五條が届きます

今月号からレイアウトを一部変更しました。先月号まで裏表紙で連載していた「五條の歴史を探る」は、まなびのひろばコーナーに移動しました。20～21ページの市民ごよみは、抜き取って壁などに貼れるよう向きを変えています。

今後より見やすく分かりやすい広報誌になるよう編集していきます。

広報五條の意見・感想は

①ハガキ ②FAX ③メールで

企画政策課まで

①〒637-8501 本町1丁目1番1号

②FAX 25・0629

③メール koho@city.gojo.lg.jp



6月4日開会された五

條市議会6月定例会で、太田市長が市政の報告を行いました。五條市が取り組んでいる事業などの主なものについて、執行状況などを皆さんにお知らせします。

地方創生の推進

豊かな自然、歴史、農産物などの地域資源を組み合わせた魅力的で稼げる地域の育成を目的に、官民が一体となった「産業連携組織」の立ち上げに向け、検討を進めています。

五條市アワー

市内に拠点を置くFM放送局からの各種制度の解説やイベント紹介など、新たな手法による情報発信を行い、広報活動の充実を図っています。



地域公共交通

南奈良総合医療センター通院ラインで、16時台での実証運行を行うよう関係機関との調整を図るなど、引き続き地域公共交通網の改善に取り組んでいきます。



陸上自衛隊駐屯地誘致事業

駐屯地の誘致実現に向け、防衛省に対し要望活動を行いました。また、奈良県とのまちづくりに関する包括協定に基づき、防災拠点の整備等について協議を進めています。



人権問題に関する啓発推進

「人権を確かめあう日」の4月11日には、県内一斉集会の一環として、人権講演会を開催するなど、広く市民の皆さんに人権意識の高揚を図りました。



生活自立支援施策

就労準備支援事業を開始し、ただちに一般就労することが困難な人たちに対し、就労のための準備として、基礎能力の形成を計画的に支援し、就労による自立を促進しています。

高齢者施策

「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち」を目指し、地域包括ケアシステムの充実に向けた施策を進めていきます。



認知症施策

認知症等が原因で行方不明となる可能性のある高齢者等の家族を支援するため、高齢者見守りあんしんシール交付事業を実施していきます。



ごみの減量化対策

平成29年度は、平成28年度とくらべ約1割のごみの減量化となりました。今年度も、刈草のたい肥化事業や古新聞や古本等の分別を行うことでごみの減量化を進めています。

鳥獣対策

ジビエを活かした地域活性化事業として、捕獲したイノシシ、シカを地域の資源として有効活用し、地域活性化を進めます。





災害復旧

昨年10月の台風21号で被災した箇所について、早期復旧に向け取り組んでいます。

企業誘致の促進

南大和テクノタウンで、2社が新たに操業し、現在8社が稼働中です。今年度も、奈良県や関係機関と連携したPRなど、積極的な誘致活動に向けた取組を進めています。

五條市観光交流センター

市内周遊観光の一翼を担う施設として効果的な運営を行うとともに、国道168号周辺を中心とした広範にわたる地域の観光振興に貢献していきます。



市道改良事業

南奈良総合医療センターへのアクセス道路や、新庁舎建設工事に伴う周辺道路の整備を重点的に取り組んでいます。また、道路ストック点検をおこない、優先順位を設けて順次補修工事に着手しています。



上野公園の

地域防災拠点としての充実

五條市上野公園総合体育館（シダーアリーナ）に電力を供給できる自家用発電機や防災倉庫等を備えた防災力強化棟の整備と総合体育館の設備ヤード施設の防水対策に着手しました。



水道料金の改定

4月使用分から水道料金の改定を実施しました。今後は、経営状況などを示しながら、老朽管の更新や耐震化対策、簡易水道地域における施設整備を進めていきます。



賀名生分校魅力化推進事業

全国募集初年度となる今年度、26人の新入生が同校に入学し、新たに整備した寄宿舎「桜花寮」には22人が入寮しました。4月10日には入学式並びに受入式が行われ、新カリキュラムに基づく初めての生徒達が、本市での学校生活をスタートさせました。



**学校適正化および
幼保一体化の推進**

学校適正化基本計画（案）及び五條市立認定こども園整備基本計画（案）に対するパブリックコメント手続により寄せられた意見に対する考え方を公表しました。なお、当該パブリックコメント手続や説明会により寄せられた意見等については十分な検討期間が必要であることから、両計画の策定期間を延長し、更なる検証を進めています。

五條博物館リニューアル

4月28日、市立五條文化博物館がリニューアルオープンしました。開館後は、企画展やイベントなどを開催するなど、より多くの皆さんに来館してもらえよう、更に創意工夫を凝らした運営に取り組んでいます。



祝 叙勲受章

長年にわたり学校教育にご尽力されたご功績により、このほど栄ある叙勲を受章されました。今までのご功績に深く敬意を表しますとともに、ご健勝をお祈り申し上げます。

【氏名、年齢、功績（経歴）、住所】

高齢者叙勲

◆瑞寶雙光章（瑞宝双光章）

横田 宗^{たかし} 様（88歳）
教育功勞（元 牧野小学校長）
田園3丁目



初任地の阪合部第一小学校から牧野小学校長として退職されるまで、約40年間ご尽力されました。

地域の声を伝えるために活動 自治連合会定期総会

5月20日（日）、平成30年度自治連合会定期総会が市民会館で開催されました。総会では、役員の見解や自治功勞者の表彰などが行われました。



丸山連合会長をはじめとする、自治連合会理事の皆さん

■役員

（役職名・氏名・地区名）（敬称略）

会長

丸山 泰登美（野原地区）

副会長

岡本 光弘（本町地区）

堀内 伸晃（二見地区）

高崎 浩司（あづみ台地区）

丹原 敏男（新町地区）

事務局長

菊川 善久（須恵岡口地区）

会計

本田 好市郎（南阿太地区）

書記

永井 正貴（五條東地区）

監事

西 啓助（白銀南地区）

今北 皓一（賀名生地区）

顧問

谷向 秀喜（牧野地区）

理事

浅田 国夫（中央地区）

米田 一郎（宇智地区）

池上 輝雄（田園地区）

長岡 正美（阪合部地区）

坂田 清史（北宇智地区）

木之下 三朗（南宇智地区）

内倉 保（大阿太地区）

今西 和夫（白銀北地区）

北平 博章（宗松上地区）

島山 健（宗松中地区）

島山 金作（宗松下地区）

市平 克之（大塔地区）

■自治功勞者表彰（敬称略）

◆市長表彰

鹿田 佳嗣（此花町自治会）

菊川 善久（岡口北之町自治会）

福井 純二（平雄自治会）

◆自治連合会長表彰

向井 滋（西東浄町自治会）

細川 一男（ウベヤ町自治会）

辰巳 俊彦（新町1丁目自治会）

津積 一郎（魚之棚町自治会）

竹本 昭彦（寺之町自治会）

田川 忠志（日之出町東自治会）

加藤 政雄（本陣町自治会）

鷹野 良彦（大道町自治会）

丹原 敏男（新町西自治会）

足立 敏彦（二見本郷町自治会）

中井 常夫（瓦谷町自治会）

植田 義美（上田町自治会）

岩本 政和（豊福町自治会）

中西 富夫（有家市宮住宅自治会）

森本 典明（寺の前自治会）

櫻井 三千男（水沢町自治会）
町口 正治（大澤町東自治会）
御山 義明（山ノ原町自治会）
山口 耕司（田園4丁目西町自治会）
遠山 重俊（黒駒町自治会）
岡 忠昭（犬飼町自治会）
木之下 三朗（中霊安寺町自治会）
丸山 稔樹（良峰町自治会）
山口 貴史（御山下町自治会）
柴田 知啓（下丹原町自治会）
藤本 彰（八田町自治会）
今北 皓一（黒淵自治会）
谷口 幸雄（茄子原自治会）
川村 家廣（阪巻自治会）
小西 一徳（松川迫自治会）
平元 清美（閉君自治会）
西本 幸洋（阪本自治会）
辰己 功（天辻自治会）



太田市長・丸山連合会長と表彰された皆さん

第36回市民球技大会結果

5月13日から行われている第36回市民球技大会について、これまでおこなわれた9競技の結果をお知らせします。

(敬称略)

(小中学生男子の部 二部)

- 優勝 堀越匡基
(五條中学校)
準優勝 三長直央
(五條東中学校)
第三位 辰巳隼都
(野原中学校)
福本健斗
(智辯中学校)

(小中学生女子の部 一部)

- 優勝 森本千尋
(野原クラブ)
準優勝 武藤嵯莉夏
(五條中学校)
第三位 梅本弥生
(五條中学校)
泉谷瑞穂
(西吉野中学校)

(小中学生女子の部 二部)

- 優勝 中道明日花
(五條東中学校)
準優勝 北嶋恋暖
(五條東中学校)
第三位 重吉光
(西吉野中学校)
辻本詩音
(五條中学校)

(ラージボールの部 一部)

- 優勝 峯野博己
(五條ラージ)
準優勝 山本仁子
(五條ラージ)
第三位 田野瀬俊夫
(五條ラージ)
葛原文男
(五條ラージ)

(ラージボールの部 二部)

- 優勝 森本富美子
(田園クラブ)
準優勝 植田イサ子
(五條ラージ)
第三位 松本啓子
(五條ラージ)
久保美知代
(五條ラージ)

▼ソフトボールの部

- 優勝 北宇智体育協会チーム
準優勝 阪合部体育協会チーム
第三位 西吉野町代表チーム

▼サッカーの部

(中学生の部)

- 優勝 五條東中学校
準優勝 五條西五條中学校合同チーム

(社会人一部)

- 優勝 こーへーと愉快的な仲間たち
準優勝 BLACK BOARD

(社会人二部)

- 優勝 神宅 FC
準優勝 プレスト FC 五條



▼バスケットボールの部

(中学生男子)

- 優勝 五條中学校
準優勝 五條西中学校
三位 野原中学校

(中学生女子)

- 優勝 五條西中学校
(一般男子)

- 優勝 ガスト's

- 準優勝 FIESTA

- 第三位 五條クラブレジェンズ

(一般女子)

- 優勝 ぱぷる

- 準優勝 YAMATO



▼ゲートボールの部

- 優勝 賀名生

- 準優勝 白銀・岡

- 第三位 城戸



▼グラウンドゴルフの部

- Aゾーン 優勝 宮本修作(北居会 A)

- 準優勝 北岸和代(青空チーム B)

- 第三位 吉原源吉(丹原チームフレンド B)

- Bゾーン 優勝 尾上勝美(丹原チームフレンド A)

- 準優勝 釣谷登美子(あゆみ)

- 第三位 阪上美弘(うちの会)

- Cゾーン 優勝 上岡たき子(ひまわりクラブ A)

- 準優勝 坂上嘉一(住川GG愛好会 B)

- 第三位 賀屋晃幸(ひまわりクラブ A)

▼パタンクの部

- 優勝 小平恒子・北畑千慧(青葉会)

- 準優勝 森下義一・南敬三(岡・今井)

- 第三位 岡本憲明・林テル子(中町・岡口)
堀木守・中西辰子(新町・阿太)

▼バレーボールの部

(中学校の部)

- 優勝 五條中学校

- 準優勝 野原中学校

- 第三位 智辯中学校

(一般男子の部)

- 優勝 D-ZONE

- 準優勝 Joker

(一般女子の部)

- 優勝 D-ZONE

- 準優勝 WAVE

- 第三位 NATURAL

▼ソフトテニスの部

(中学男子の部)

- 優勝 久保田郁斗・岡本和樹(五條西中学校)

- 準優勝 大野充輝・天野颯(五條西中学校)

- 三位 並井太彦・麻原大雅(五條西中学校)
植田泰介・西村健(五條西中学校)



(中学女子の部)

- 優勝 西垣友加里・山本美夢
(五條西中学校)

- 準優勝 辻本夢歩・辻岡歩美
(西吉野中学校)

- 第三位 岩井くるみ・元谷真愛
(五條西中学校)

- 浦平花奈・岡田萌花
(西吉野中学校)

(一般・高校男子の部)

- 優勝 木村茂和・久保雅彦
(五條市ソフトテニス協会)

- 準優勝 佐々木延夫・田中良知
(五條市ソフトテニス協会)

(一般・高校女子の部)

- 優勝 川渕希央子・井藤皐
(協会・五條中学校教諭)

- 準優勝 米田和琴・田中智渚
(五條高校)

(シニア・OGの部)

- 優勝 川合能和・喜多貴子
(五條市ソフトテニス協会)

- 準優勝 伊藤設子・山田英男
(五條市ソフトテニス協会)

▼卓球の部

(一般男子 一部)

- 優勝 橋本豊
(五條高校)

- 準優勝 安満琉斗
(檀原高校)

- 第三位 棚田一
(五條高校)

- 山内歩夢
(アルチザン)

(一般男子 二部)

- 優勝 栗本寛之
(チームみっちゃん)

- 準優勝 東一穂
(アルチザン)

- 第三位 野崎誠
(チームみっちゃん)

- 木村元
(智辯高校)

(一般女子の部 一部)

- 優勝 安満遥
(ETTC)

- 準優勝 榊竹菜々美
(アルチザン)

- 第三位 安満更紗
(ETTC)

(小中学生男子の部 一部)

- 優勝 小松大晟
(野原中学校)

- 準優勝 番匠樹
(野原中学校)

- 第三位 坂上僚
(五條東中学校)

- 森脇良真
(野原中学校)



目次

市政報告

くらし

市民
こよみ

カルム

こそだて

防災

まなび

おしらせ

【国民年金】

7月受付開始

国民年金保険料

免除・納付猶予制度

国民年金保険料を未納のまま

にしておくと、将来の「老齢基

礎年金」や障害や死亡といった

不測の事態が生じた時の「障害

基礎年金」「遺族基礎年金」を受

け取ることができない場合があります。

ます。

経済的な理由などで保険料を

納めることができない場合、申

請すれば保険料が「免除」また

は「猶予」される制度があります。

平成30年度（平成30年7月分

〜平成31年6月分）の申請は7

月から受付します。また、申請

月の2年1か月前の分までさか

のぼって申請することもできま

す。



免除制度

（全額免除・一部免除）

本人・世帯主・配偶者それぞ

れの前年所得が一定額以下の場

合や失業したなどの理由で保険

料を納めることが経済的に困難

な時、保険料の納付が免除にな

る制度です。

免除される額は、全額、4分

の3、半額、4分の1の四種類

があります。

※全額納付したときに比べて、

将来受け取る年金額が少なく

なります。

※一部免除は減額された保険料

を納めないと未納扱いになり

ます。

納付猶予制度

50歳未満の人で、本人・配偶

者の前年所得が一定額以下なら、

保険料の納付が猶予される制度

です。

※納付猶予された期間は年金の

受給資格算定期間に含まれま

すが、年金額には反映されま

せん。

免除の種類と承認された後の納付額
(平成30年度の月額保険料16,340円)

免除の種類	承認後の納付額
全額免除	0円
4分の3免除	4,090円
半額免除	8,170円
4分の1免除	12,260円
納付猶予	0円

保険料の後払い（追納）

免除または納付猶予された期

間の保険料は、10年以内であれ

ば後から納めることができ、追

納することで年金の受給額を増
やすことができます。

※免除等の承認を受けた期間の

翌年度から数えて3年度目以

降に追納する場合は、当時の

保険料額に一定額が加算され

ます。

■申請時に必要なもの

年金手帳またはマイナンバーの

分かるもの・印鑑

※失業等が申請理由の場合は、

雇用保険受給資格者証の写し

など退職日がわかる書類を持っ

てきてください。

■注意事項

※任意加入している人は利用で

きません。

※学生は、学生納付特例制度を

利用してください。

※免除が承認されると、国民年

金基金には加入できません。

■申込・問合せ先 ▼市民課年金

係（内線268・300）

▼大和高田年金事務所

☎0745・22・3531

保険料の納め忘れがある人へ

9月で終了

保険料後納制度

国民年金保険料は納付期限（2年）を過ぎると時効により納付することができませんが、申し込みすることで過去5年以内に納め忘れのある保険料を納付することができます。

この制度を利用することで、将来受け取る年金額を増やしたり、受給資格を得られる場合があります。

※この制度は今年の9月で終了となります。期日に余裕をもって申し込みしてください。

■申請時に必要なもの
年金手帳・印鑑

■申込・問合せ先 ▼市民課年金係（内線268・300）

▼大和高田年金事務所

☎0745・22・3531

年金相談の案内

年金に関する相談を受け付けています。年金の請求や受給されている年金についての相談など気軽に利用してください。

基礎年金番号が分かる年金手帳や年金証書を準備して、予約をしてください。相談日などは次のとおりです。



日本年金機構の出張相談

日本年金機構が、月1回五條市役所で出張相談を開催します。相談には予約が必要です。早めに予約してください。

■開催日 毎月第2木曜日（7月12日、8月9日）

■相談場所 市民課年金係

■相談時間 10時～12時15分、13時～16時

■持ち物 年金手帳または年金証書、マイナンバーカード、本人確認できる物（運転免許証等）を持ってきてください。

※相談内容によって必要書類が違いますので、事前に問い合わせてください。

■予約・問合せ先 大和高田年金事務所お客様相談室

☎0745・22・3531

年金事務所の予約相談

大和高田年金事務所で、年金相談を実施しています。予約いたたくと、相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ対応します。

■相談実施時間

8時30分～18時（月曜日）

8時30分～16時（火～金曜日）

9時30分～15時（第2土曜）

■電話予約受付時間

8時30分～19時（月曜日）

8時30分～17時15分（火～金曜日）

曜日）

9時30分～16時（第2土曜）

■予約先

▼大和高田年金事務所（大和高田市幸町5番11号）

☎0745・22・3531

▼予約受付専用電話

☎0570・05・4890

国民健康保険税（国保税）

7月中旬に発送。納期限までに納めましょう
国民健康保険加入世帯に

納税通知書を送付します

平成30年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に郵送します。各世帯の課税額、納期限、納期別金額、年金から特別徴収される金額などを納税通知書に記載しています。

■普通徴収の世帯（納付書または口座振替で納付している世帯）

1年間の国保税を7月から翌年2月までの8回に分けて納付する方法と、7月に一括で納付する方法があります。

■前年度に特別徴収で納付した世帯（年金天引きで納付した世帯）

世帯構成に変更または、世帯の中に今年度中に75歳になる人がいない場合、今年度も特別徴収となります。65歳未満の人が追加加入した場合などは普通徴収に変更になります。

■前年度中に特別徴収の要件を満たした世帯（65歳以上の加入者のみで構成される世帯など）

納付方法が10月から特別徴収になりますが、9月までは普通徴収となりますので、届いた納付書で納付してください。

■問合せ先 保険課
(内線266、368)

毎年、納税通知書到着後は、窓口・電話ともに大変複雑します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。



みんなで支えあい

国保税の税率等が

改正されました

平成30年度、国保税の税率などが改正されました。必要な医療サービスが安心して受けられるよう、県・市町村・関係機関が連携し、医療提供体制の整備や医療費の適正化に取り組んでいきます。ご理解・ご協力をお願いします。



区分（対象者）		医療保険分 （加入者全員が負担）		後期高齢者医療支援分 （加入者全員が負担）		介護保険分 （40歳～64歳の加入者が負担）	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割額	基準総所得金額（※）×税率	8.3%	7.6%	2.3%	2.8%	1.9%	2.8%
均等割額	加入者1人あたり	24,700円	25,500円	7,100円	9,000円	11,500円	17,300円
平等割額	1世帯あたり	20,700円	20,000円	6,000円	7,600円	—	—
課税限度額		540,000円	580,000円	190,000円	190,000円	160,000円	160,000円

※基準総所得金額とは、国保加入者の前年中の総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた額の合計となります。

国保税・後期高齢者医療

軽減割合	軽減対象となる所得の基準	
	改正前	改正後
7割	前年の世帯の所得が33万円以下	改正前と同じ
5割	前年の世帯の所得が33万円＋(27万円×被保険者数)以下	前年の世帯の所得が33万円＋(27.5万円×被保険者数)以下
2割	前年の世帯の所得が33万円＋(49万円×被保険者数)以下	前年の世帯の所得が33万円＋(50万円×被保険者数)以下

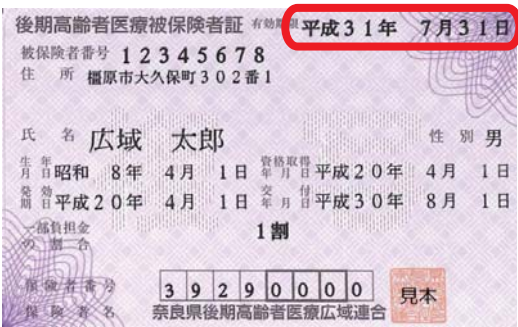
※世帯主の所得は、国民健康保険への加入・未加入にかかわらず所得判定の対象になります。
 ※軽減を受けるには前年分の所得を申告していることが必要です。

国保税が軽減される場合があります
 世帯の前年分の所得が基準以下の場合、国保税が軽減されます。この軽減の基準となる所得額が引き上げられ、国保税を軽減される対象者の範囲が広がりました。

**7月中旬に郵送します
 後期高齢者医療保険の被保険者証、
 保険料決定通知を郵送します**

■後期高齢者医療制度の被保険者証が更新されます
 8月1日から使用する新しい被保険者証が、7月中旬に簡易書留で郵送されます。新しい被保険者証は、右上にある有効期限が「平成31年7月31日」となっています。

■保険料決定通知を郵送します
 平成30年度の保険料決定通知を郵送します。保険料は、年金から天引きされる場合（特別徴収）と口座振替や納付書などで納める場合（普通徴収）があります。



※郵便を転送している人は、転送期間（1年）が経過していないか確認してください。

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請について
 この認定証は住民税非課税世帯の人が対象の「限度額適用・標準負担額減額認定証」と、3割負担の一部の人が対象（平成30年8月から適用）の「限度額適用認定証」の2種類があります。外来診療や入院時に医療機関に提示すると医療費（保険適用分）が減額されます。「限度額適用認定証」の対象となる人には申請書を送付しますので保険課へ申請してください。
 ※平成30年7月31日までの「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人で、引き続き認定された人には、新たな認定証を郵送しますので申請は不要です。

■問合先 保険課
 （内線373）



福祉医療助成制度

福祉医療制度の対象者

制度名	対象者
子ども医療	0歳から中学生（卒業する年度の3月31日まで）の子
心身障害者医療	1歳以上75歳未満で、身体障害者手帳1・2級または奈良県発行の療育手帳A1・A2を持っている人
ひとり親家庭等医療	①配偶者のいない父または母に扶養されている児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童。以下同じ。） ②上記①の児童を扶養している配偶者のいない父または母 ③父母ともにいない児童 ④上記③の児童を養育している配偶者のいない祖父、祖母、兄または姉等
重度心身障害老人等医療	後期高齢者医療制度に該当する人で、身体障害者手帳1・2級または奈良県発行の療育手帳A1・A2を持っている人

※子ども医療については、資格証の更新はありませんが、養育者の所得確認が必要です。必ず所得の申告をしてください。

■問合せ先 保険課
(内線373・393)

申請書が届いたら手続をしましょう 福祉医療助成制度の更新・新規申請手続

■現在受給資格がある人

現在の福祉医療費助成制度の受給資格は7月31日までです。

手続きの必要な人には申請書類を郵送していただきますので、更新手続をしてください。
※更新書類等の送付がない人は、自動更新されます。



■新しく申請する人

福祉医療制度の対象者で、新たに医療費助成制度を希望する場合は申請手続をしてください。申請方法、必要書類、所得要件等は事前に問い合わせてください。

※各福祉医療制度の助成対象者は、市内に住所があり、健康保険に加入している人で、次の要件に該当する人です。

国民健康保険



有効期限は7月31日まで

高齢受給者証・特定疾病療養受給者証・限度額適用認定証の更新

■新しい高齢受給者証・特定疾病療養受給者証を郵送します

高齢受給者証（※1）または特定疾病療養受給者証（※2）を7月下旬に郵送します。

※1 平成31年7月31日までに75歳になる人の有効期限は、誕生日の前日までです。

※2 昭和23年7月31日以前に生まれた人の有効期限は、75歳の誕生日の前日までです。



■国民健康保険限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証は申請手続が必要です

引き続き認定証が必要な人や新規で交付申請する場合は、保険課の窓口で申請手続を行ってください。

■持ち物 国民健康保険被保険者証、印鑑（現在認定証を持っている人は認定証も必要）

※詳しくは、問い合わせてください。

■問合せ先 保険課
(内線267・367)

介護(見守り・予防)

認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
「見守りあんしんシール」はじめます



シールの見本(たて2.4cm、よこ5cm)見本のQRコードを読み取るとシールの説明動画が流れます。

見守りあんしんシールとは……

認知症などで行方不明となるおそれのあるお年寄りの持ち物などに、「見守りあんしんシール」を貼っておくことで、もしもの時に素早い対応ができるシステムです。発見者がシールのQRコードを読み取ると、家族(介護者)あてにメールが自動送信されます。発見者と家族が、伝言板で連絡をとりあうことで、24時間いつでも素早く迎えに行き、事前登録が必要です。利用には、気軽に相談してください。

シールを貼っている人を見かけたら

シールを貼っている人が道に迷っていたり、困っている様子であれば、やさしく声をかけてQRコードを読み取ってください。読み取れない場合は、問合先まで連絡してください。

無料配布します

■対象 市内在住の自宅で生活しており、認知症等が原因で行方不明となるおそれのある人など
■配布するもの アイロンで貼るシール20枚、蓄光シール10枚

申請・問合先

- 介護福祉課(内線249)
- 地域包括支援センター(内線309)
- 西吉野・大塔在宅介護支援センター ☎33・9222

“発見～保護～ご帰宅”まで 安心、安全、迅速に

大変! おばあちゃんがいなくなった!

何かお困りの様子…衣服のQRコードにアクセスしてみよう

発見者

伝言板にアクセス

おばあちゃんが見つかった!

自動メール受信

24時間 365日 素早く連絡が取れる!

この画面は保護者と発見者のみが見ることができます

個人情報は表示されません
伝言板上でやりとりするため、氏名や住所、連絡先の記載は不要。個人情報の漏洩の心配はありません。

警察、消防等地域の見守りに役立ちます
警察や消防での保護時、QRコードラベル・シールがあることで、身元がすぐに判明、声かけのきっかけとしても役立ちます。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

介護教室(五條市の委託事業) いつまでも

安心して地域で暮らせるために

介護予防、認知症予防・認知症ケア、終活・終末期ケアまでの方法をわかりやすくお伝えします。

■日時 7月8日(日) 13時30分～15時

■場所 須恵公民館

■対象 介護をしている人、介護に関心のある人

■費用 無料

※送迎希望の人は、事前に問い合わせてください。

■申込・問合先 社会福祉法人 正和会 居宅介護支援事業所 音和舎彩羽(おとわやいろは) 担当 かせ谷

☎23・0711



介護保険

わからないことがあれば、
気軽に問い合わせください



■**介護保険料の決まり方**
65歳以上の皆さん（第1号被保険者）の介護保険料は、介護サービスに係る費用などから算出した「基準額」をもとに、世帯の所得に応じて、下の表のとおり算定されます。

平成30年度の上野市の「基準額」は、年額77,400円（月額6,450円）です。また、所得段階が第1段階の人については、保険料の軽減（基準額×0.45）が行われます。

65歳以上の皆さんに

介護保険料納入通知書を

7月初旬に郵送します

第1号被保険者を所得別13段階に分けた介護保険料率表

所得段階	対象者	調整率	年間保険料
第1段階	▼生活保護を受給している人 ▼老齢福祉年金を受給している人で、世帯全員が住民税非課税の人 ▼世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	34,830円
第2段階	▼世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×0.70	54,180円
第3段階	▼世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	58,050円
第4段階	▼世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	69,660円
第5段階	▼世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない人	基準額×1.00	77,400円
第6段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	92,880円
第7段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	100,620円
第8段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	116,100円
第9段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.60	123,840円
第10段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.75	135,450円
第11段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.80	139,320円
第12段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	基準額×2.00	154,800円
第13段階	▼本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の人	基準額×2.10	162,540円

①年金が年額18万円以上の人は年金から天引き（特別徴収）になります

▼年金の定期払い（年6回）の際に、保険料があらかじめ差し引かれて年金が支給されます。
※年度途中で65歳になった人や他市町村から転入した人は、すぐに特別徴収できないので、納付書等での納付（普通徴収）になります。

②年金が年額18万円未満の人は納付書等での納付（普通徴収）になります

▼介護福祉課から送付する納付書で個別に保険料を納めます（年8回）。
▼納付場所は市指定の金融機関または介護福祉課、各支所の窓口となります。
▼口座振替で保険料を納めることもできます。手続は、保険料の納付書、預金通帳、通帳届出印をもって、介護福祉課、各支所または市指定の金融機関で申し込んでください。

■**介護保険料の納め方**
原則として年金から納めることになります。受給している年金額等によって納め方は2種類に分かれます。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から対象になります。

※介護保険料の年額や納め方については、7月初旬に郵送する書類で確認してください。

介護保険

■介護保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じた介護給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割または2割から3割になったりする措置がとられます。保険料は納期限までに必ず納めてください。

▼1年以上滞納すると

サービス利用時に費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで9割または8割相当分が支払われます。

▼1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

▼2年以上滞納すると

納期限から2年以上滞納すると、時効で保険料を納めることができなくなり、サービスを利用したときの利用者負担が3割（利用者負担割合が元々3割の人は4割）になり、高額介護サービス費や食費・居住費の負担軽減（特定入所者介護サービス費）が受けられなくなります。

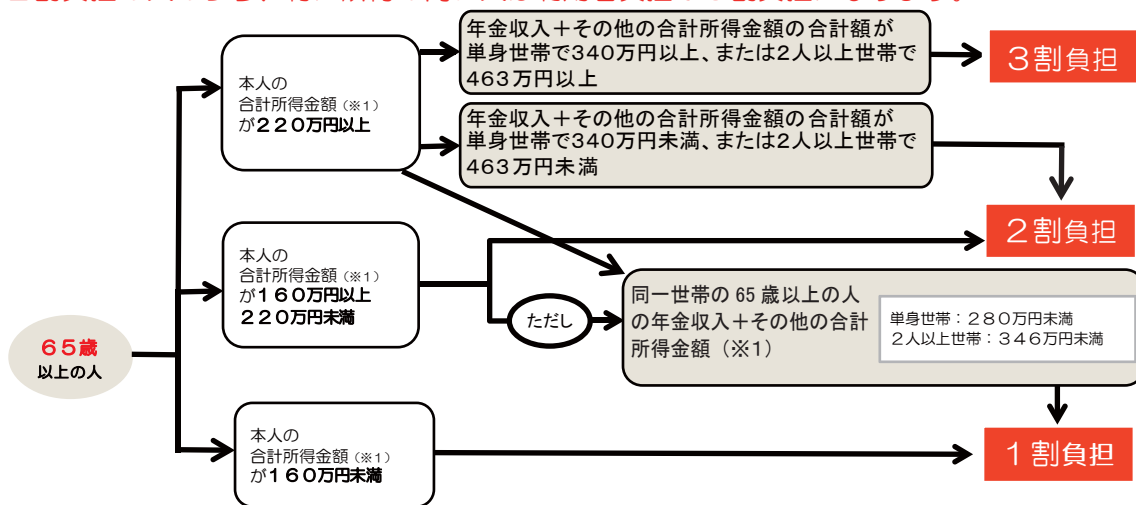


■問合せ先 介護福祉課
(内線294・400)

※上記給付の制限とは別に、滞納が続くと、介護サービス利用の有無にかかわらず、法令に基づく滞納処分（預貯金の差し押さえなど）を行う場合があります。滞納している保険料がある人は、必ず介護福祉課に相談してください。

8月から 介護保険負担割合の変更

2割負担の人のうち、特に所得の高い人は利用者負担が3割負担になります。



(※1) 合計所得金額とは…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した後の金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。8月からは、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。



■問合せ先 介護福祉課
(内線294・400)

※要支援・要介護認定を受けている第2号被保険者（65歳未満の人）は一律1割負担です。

有効期限は8月1日から平成31年7月31日までです。

介護サービスを利用する際には、サービス事業者に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示してください。

7月下旬に送付します。

介護サービスを利用する際には、サービス事業者に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示してください。

8月1日からの
介護保険負担割合証
が発行されます

8月1日からの

元気な身体づくり

運動指導で筋力アップ。

ころばぬ先の

運動教室

理学療法士の

指導を受けなが

ら、運動機器を

使った運動で、

自主トレーニング

ができるようになることをめざ

します。



■開催日 8月17日(金)～11月

30日(金)の毎週金曜日

(全15回)

■時間 13時30分～15時

■場所 ふれあい交流センター

(五條4丁目5番28号)

■対象 市内在住のおおむね65歳以上の

※主治医から運動を制限されてい

る人および昨年度この教室を修

了した人は参加できません。

※送迎はありません。

■定員 8人(先着順)

■費用 無料

■申込締切 7月27日(金)

■申込・問合せ先

地域包括支援センター

(内線309)

元気な身体づくりが

健康寿命を延ばします(五條市委託事業)

転倒骨折予防教室

ゆづこえん
友語苑

加齢に伴う心身機能の低下

により転倒のおそれのある人

や、内容に興味のある人は、

ぜひ参加してください。

■内容 ▼転倒についての講

義▼体力測定▼理学療法士

による運動指導(ストレッチ

チ・筋力増強運動・バラン

ス運動)▼歩行指導▼自宅で

継続して行える自主運動指

導▼パークゴルフ など

■日時 7月4日、11日、18日、

25日(すべて水曜日)

13時30分～15時

■場所 北宇智公民館

■対象 市内在住の65歳以上

で、継続して参加できる人

■費用 無料

■持ち物 動きやすい服装・運

動靴

※送迎希望の人は、事前に問い

合わせてください。

■申込・問合せ先 社会福祉法人

三寿福祉会 在宅複合型施設

友語苑 担当 脇元・寺西

☎26・1818



おとわやいろは
音和舎彩羽

いつまでも若々しい身体づく

りができる講座に参加してみま

せんか。

■内容 最先端の器具を用い

て、自分のカラダを知ると

ころから始めます。健康運

動指導士による運動指導、

理学療法士や管理栄養士に

よる講義、柔道整復師によ

るフットケア、インソール(靴の中敷き)作成のための

アドバイスを行い、楽に歩

ける身体づくりを提案しま

す。

■日時 7月15日、7月22日、

7月29日、8月5日(すべ

て日曜日) 13時30分～15時

■場所 阪合部小学校

■対象 市内在住の65歳以上

で、継続して参加できる人

■定員 先着30人

■費用 無料

■持ちもの 動きやすい服装・

運動靴・タオル・飲み物

※駐車場に限りがあるため、

できるだけ乗り合わせて来

てください。

※送迎希望の人は、事前に問

い合わせてください。

■申込・問合せ先 社会福祉法

人 正和会 居宅介護支援

事業所 音和舎彩羽 担当

かせ谷・上山

☎23・0711

7月1日～7月31日

第68回 “社会を明るくする運動”

強調月間

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

期間中は、街頭啓発、小・中学生による作文コンテスト、広報車による市内巡回啓発、「愛の善意募金」運動等の活動を行います。

■行動目標

①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう

②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

■内閣総理大臣メッセージ伝達式

▼日時 7月3日(火) 10時

▼場所 更生保護サポートセンター

ター五條(旧消防庁舎)前

■保護司による電話相談

犯罪や非行をした人たちやその家族からの電話相談を受付けています。



どんな些細な事でも結構です。ひとりで悩まないで、電話してください。

▼更生保護「ひまわりテレホン電話相談」月曜日～土曜日(祝日を除く) 13時～16時

☎0742・20・6000

▼五條地区保護司会 月曜日～金曜日(祝日を除く) 13時～16時

☎24・3011

■幸福(しあわせ)の黄色い羽根

幸福な社会の実現を願い、「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」をシンボルマークとしています。

■実施団体 “社会を明るくする運動”

五條市推進委員会

■問合せ先 社会福祉課

(内線209)

必要な人は手続をしてください 精神障害者医療費助成

更新・新規申請手続を受け付けます

現在、精神障害者医療費助成制度を利用している人の受給資格は7月31日で一旦満了します。更新・新規の手続については次のとおりです。

■現在受給資格がある場合

▼資格要件および所得を確認できた人

自動更新になるので、手続は不要です。現在、医療費受給資格証を持っている人は、7月下旬に新しい資格証を郵送します。

▼資格要件および所得を確認できなかった人

6月下旬に申請書類を郵送していただきますので、内容を確認し、早めに更新手続を行ってください。更新手続をしないと、8月1日から制度の適用を受けられません。

※住所・氏名・健康保険等の変更があれば必ず届け出てください。

※8月1日以降の受給資格は前年中の所得で判定しますので、申告がまだの人は必ず所得の申告をしてください。詳しくは問い合わせてください。

■新たに申請する場合

資格要件に該当し、新たに医療費助成制度を希望する場合は申請手続を行ってください。申請方法・必要書類・所得要件等は事前に問い合わせてください。

■助成を受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する人です。ただし、所得制限があります。

▼精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持っている人

▼市内に住民票があり、健康保険に加入している人

▼福祉医療制度(子ども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・重度心身障害老人等医療)を利用していない人

■問合せ先 社会福祉課

(内線209・299)

目次

市政報告

暮らし

市民
こよみ

カルム

こそだて

防災

まなび

おしらせ

耐震診断・改修について

安心・安全のまちづくりのために

木造住宅耐震診断・耐震改修工事補助事業を実施します

五條市では、安心・安全なまちづくりを目指して、木造住宅の耐震化促進に取り組んでいます。本年度も耐震診断の補助事業と耐震改修工事の補助事業を実施しますので、次のとおり希望者を募集します。



耐震診断補助事業

- 補助の対象住宅は以下に該当する家屋とします。
 - ▼昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅
 - ▼延べ床面積250㎡以下かつ地階を除く階数が2以下のもの
 - ▼その他の条件に関しては問い合せてください。
- ※補助対象者 住宅の所有者
- 診断の費用は無料です
- 募集件数 20件 (先着順)
- 受付期間 7月9日(月)～20日(金)
- ※土日祝日を除く

耐震改修工事補助事業

- 補助の対象工事 次のすべての条件を満たすものとします。
 - ▼昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅
 - ▼市内の木造住宅で、耐震診断を行った住宅の耐震改修工事
 - ▼補助対象となる耐震改修工事の費用が50万円以上の工事
 - ▼工事前の構造評点1.0未満のものを1.0以上の数値にする改修工事または、工事前の構造評点0.7未満を0.7以上の数値にする改修工事
 - ▼補助金交付決定後、工事に着手し平成31年2月15日までに完了するもの
 - ▼市税の滞納がないこと
- ※交付決定前に着手・契約した工事は交付金を受けられません。
- 補助金の額
 - ▼耐震改修工事費が50万円以上87万円以下 一律20万円
 - ▼87万円を超えるもの 工事費の23% (上限50万円)
- 募集件数 3件 (先着順)
- 受付期間 7月9日(月)～12月10日(月)
- ※土日祝日を除く

※両事業とも募集件数に達し次第締め切りますので、希望する人は早めに申請してください。申請に関する書類は建設課で配布します。詳細については問い合せてください。 ■申込・問合先 建設課 (内線279)

下水道課からお願い

■問合先 下水道課
(内線395)

※排水設備指定工事店は、市ホームページで確認できます。

汚水ますの場所や点検方法が分からない、破損が見つかったので修繕したい、といった場合には、下水道課または五條市排水設備指定工事店(※)に相談してください。

雨水が下水管に流れていませんか
下水道への雨水侵入防止に
協力お願いします

五條市の公共下水道は、トイレ・台所・お風呂などから出る汚水は下水管に、雨水は雨水管や水路に流す分流式下水道です。

大雨の日に大量の雨水が下水道施設に流れ込み、処理場の負荷が増大しています。またマンホールから汚水があられたり、水圧で舗装等が破損する恐れがあります。

■異常がないか確認してください

さい

▼雨の日に雨水を排水するために、汚水ますのフタを故意に開けてはいけません。

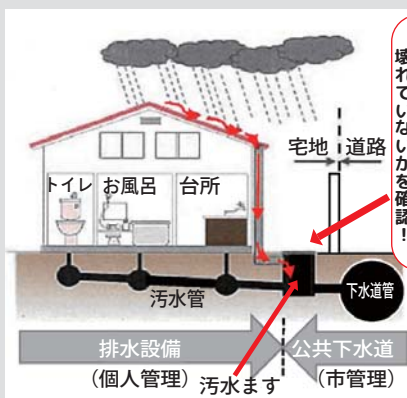
▼市が指定した排水設備指定工事店でないと工事はできません。

■注意してください

▼雨の日に雨水を排水するために、汚水ますのフタを故意に開けてはいけません。

▼市が指定した排水設備指定工事店でないと工事はできません。

雨どいの誤接続はないか、汚水ますのフタが壊れていないかを確認!



みどり園 だより



指定袋、古紙・ビン類は朝7時までには集積場へ出してください。

みどり園からのお願い

スプレー缶、カセットボンベ

その他燃えないごみの指定袋に入れずに



カン・小型金属の指定袋に入れて出してください。

※必ず使い切って穴をあけてください。

刈草たい肥を配布します
ご好評いただいた
ている刈草たい肥
の袋詰めが出来ま
した。

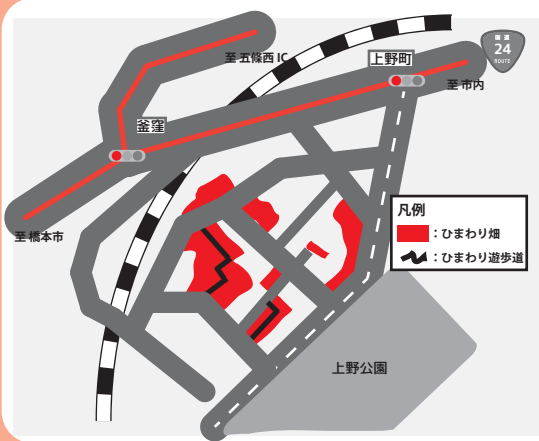


みどり園で配布しますので、事務所に声をかけてください。

■問合先 みどり園 ☎24・4111

7月下旬～8月中旬が見頃 上野町のひまわり園

今年も五條市の夏の風物詩である、上野町のひまわり園の季節がやってきました。このひまわり園は遊休農地を利用し、生ごみ、刈草といった燃やせばごみになる資源を肥料にした資源循環型のひまわり園です。栽培管理は、社会福祉施設あすなる園に委託し、生ごみたい肥なども活用しています。開花状況は随時、五條市ホームページに掲載してまいりますので確認してください。
※路上駐車はしないでください。
※ごみは持ち帰りましょう。



大野屋出店者情報

「未来塾」

作品展

■日時 7月28日(土)、7月29日(日)
10時～16時

子供未来塾

■日時 7月28日(土)、7月29日(日)

▼午前の部 10時～12時

▼午後の部 13時～15時

■内容 ▼木製貯金箱作り(28日)

▼陶芸絵付け体験(29日)

■対象 小学生

■参加費 500円

■申込・問合先 社会福祉法人正和会総務部

☎24・4455



「花工房サークル」

アーティフィシャル フラワー作品展

アーティフィシャルフラワーのアレンジメント作品の展示や体験会を行います。

■日時 7月3日(火)

～7月16日(月)

■問合先 花工房サークル代表 藏永

☎090・1243・3

135



消費生活相談窓口 相談事例

子どものオンラインゲームでの課金

5歳の子どもの「無料のゲームをしたいから、スマホを貸して」と言うので貸した。先日届いたクレジットカードの請求の中にゲーム名が書かれた請求がいくつもあり、合計15万円になる。子どもは無料ゲームしかしていないはずだ。不当請求か。

助言

スマホのセキュリティの管理はできていますか

クレジットカード番号をスマホ本体に登録していませんか。それによって、子どもが内容を理解しないまま、有料アイテムを購入するなど、課金をしてしまったという多くの事例があります。「未成年の子どもが、親の承諾なしにした契約」と未成年者取消を申し出た場合、金銭的被害を回復できることもあります。しかし、親の管理責任を問われることも多々あります。クレジットカードの使用時に暗証番号が必要という設定にするなど、スマホの管理について日頃から配慮しておくべきです。

■問合先 消費生活相談窓口

(内線386)
毎週月・木 10時～15時

抜き取って、壁などに貼って使ってください。

- 2日** 臨床心理士によるこころの健康相談 (要予約)
- 時間 ① 13時～13時45分
 - ② 14時15分～15時
 - ③ 15時30分～16時15分
 - 場所 カルム五條
 - 予約・問合先 カルム五條 (内線290)

- 4日** もの忘れ相談
- 時間 13時～16時 (1組45分まで)
 - 場所 カルム五條
 - 予約・問合先 地域包括センター (内線309)
- 7日** 五條市総合防災訓練
- 時間 9時～12時
 - 場所 吉野川河川敷 (大川橋上流、五條側)
 - 問合先 危機管理課 (内線371)

- 9日** 特設人権相談
- 時間 10時～15時 (大塔支所のみ13時～15時)
 - 場所 人権総合センター、牧野公民館、賀生公民館
大塔支所
 - 問合先 人権施策課 ☎25・1137

- 11日** 税理士による無料税務相談
- 時間 13時30分～15時30分
 - 場所 中央公民館
 - 問合先 税務課市民税係 (内線256、298)
- 12日** 出張年金相談
- 時間 10時～12時15分、13時～16時
 - 場所 市民課年金係
 - 問合先 市民課年金係 (内線268・300)

- 14日** 第47回差別をなくす市民集会
- 時間 13時～15時30分 (終了予定)
 - 場所 市民会館大ホール
 - 問合先 人権施策課 ☎25・1137
- 五條市結婚相談所
- 時間 13時～16時
 - 場所 福祉センター
 - 問合先 児童福祉課 (内線366)

- 19日** 五條市就職応援フェア
- 時間 13時～16時
 - 場所 中央公民館3階会議室
 - 問合先 企業観光戦略課 (内線215)

- 23日** 臨床心理士によるこころの健康相談 (要予約)
- 時間 ① 13時～13時45分
 - ② 14時15分～15時
 - ③ 15時30分～16時15分
 - 場所 カルム五條
 - 予約・問合先 カルム五條 (内線290)

- 26日** 五條市結婚相談所
- 時間 13時～16時
 - 場所 福祉センター
 - 問合先 児童福祉課 (内線366)

- 31日** 国民健康保険税の納期限
- 問合先 保険課保険税係 (内線266)

- 毎週月・木 消費生活・多重債務相談
- 時間 10時～15時
 - 場所 第2分庁舎3階
 - 問合先 消費生活相談窓口 (内線386)

毎月11日 人権を確かめあう日



9時～16時 急病患者の応急処置
7月・8月 休日の救急診療・在宅当番医

7月1日(日)	8日(日)	15日(日)	16日(月・祝)
中之町1771-33 杉崎医院 ☎24・0003	五條3丁目2-20 中西クリニック ☎25・2760	今井2丁目2-12 岩井内科 ☎26・1212	須恵2丁目6-21 足立医院 ☎25・3939
22日(日)	29日(日)		
岡口1丁目2-22 右馬医院 ☎22・2281	須恵2丁目1-25 山田医院 ☎22・2039		
8月5日(日)	11日(土・祝)	12日(日)	19日(日)
野原西4丁目9-25 中谷内科医院 ☎22・3683	釜窪町126-1 前防医院 ☎22・2072	五條1丁目7-5 辻田クリニック ☎25・4145	新町2丁目3-8 槇野医院 ☎22・2004
26日(日)			
今井2丁目2-12 岩井内科 ☎26・1212			

★ 成急を要する
★ 内科・小児科
★ の軽易な診療

18時～22時

土・日・祝日夜間
※受付21時30分まで

野原西5丁目2-59
五條市応急診療所
☎24・0099

★ 成急を要する
★ 小児科の診療

21時30分～6時

毎日夜間・深夜
榎原市政傍町9-1
榎原市休日夜間応急診療所
☎0744・22・9683

※保険証を持ってきてください。
※担当医の専門性や患者の年齢・症状により、二次救急医療機関の診療を勧める場合があります。受診前に電話で確認してください。

■問合先
カルム五條
(内線290)

抜き取って、壁などに貼って使ってください。



2018年（平成30年）7月市民ごよみ

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2 消費生活・多重債務相談 こころの健康相談	3	4 もの忘れ相談	5 消費生活・多重債務相談	6	7 五條市総合防災訓練
8	9 消費生活・多重債務相談 特設人権相談	10	11 人権を確かめあう日 税理士相談	12 消費生活・多重債務相談 出張年金相談	13	14 差別をなくす市民集会 結婚相談所
15	16 海の日	17	18	19 消費生活・多重債務相談 五條市就職応援フェア	20	21
22	23 消費生活・多重債務相談 こころの健康相談	24	25	26 消費生活・多重債務相談 結婚相談所	27	28
29	30 消費生活・多重債務相談	31 保険税納期限	〈メモ〉			